

○議長 小田 武人君

6 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。会場の皆様おはようございます。

通告書に書かれておる内容から進めていきますが、3 月議会にですね、先般の 3 月議会で、町長がうわさ発言という形で、私の妻、「妹川議員の妻として、民生児童委員をしていた。」ないしは、はっきり名前を言いますが、「慶愛優、若松歯科の評議員になっていた、うわさだが。」というような発言に基づいて、また、このような一般質問をせざるを得なくなったということで、始めていきたいと思えます。

平成 27 年 7 月に発行した私のニュースレター NO. 18 号の内容について、町長から訂正するようにと同年 8 月 13 日付の抗議通知書を郵送で受け取った。まさに憲法が保障する表現の自由を侵害するものであった。そこで抗議通知書の内容について、さきの 3 月議会で町長の意図するところを聞こうとしたが、町長は突然、「うわさであるが」と切り出し、私の妻についてのうわさ発言を繰り返した。

さらに、町長は私を攻撃せんがために、「随分相手方の方、慶愛優、若松夫人」、これは私が書いております。とか、「一緒に寄り添って」とか「妹川議員とその奥さんが見えた議事録も残っています。」と何やらいわくありげな言い回しで発言を行った。これらは町長が言う、神聖なる議会をみずからが冒涇したものであり、議会の権威を著しく傷つけた発言であった。

なお、町長のうわさ発言に対して、私は議長に対し、「一般質問における波多野町長の発言取消し及び謝罪を求める要望書」を提出したが、町長の発言取り消しを求めることには当たらないものと判断し、町長への申し入れは行わないとの回答でありました。

また、妻が町長に対し、「平成 28 年 3 月議会における波多野町長の答弁について要望書」を提出したが、いまだ回答がありません。

お手元にある資料を御覧ください。A3 ですね、A3 の広い部分の資料を皆さん方に配付しておりますので、これを御覧になっていただきたいと思えます。左側のほうが、私が小田議長に、「一般質問における波多野町長の発言取り消し及び謝罪を求める要望書」です。右側が日にちが 4 日遅れていますが、妹川恵美子が波多野茂丸氏に、町長に出したものです。妹川恵美子のほうの下の方には、下から 2 行目は、「上記の主旨に伴い、町政に当たる最高責任者として、本議会最終日に説明責任を果たし、謝罪して下さるよう要望します」というのは御覧になっておると思えます。まさか私がこの議場で夫婦そろってですね、このような文面を出すことについて、ためらいもありましたけれど、ちゃんと真実をしておきたいというような思いでですね、出しております。

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

そこで（1）平成 28 年 3 月における波多野町長の答弁について、妻が町長に提出した要望書に対する町長の見解を求めます。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

妹川議員の一般質問でございますが、まず通告書、今、妹川議員が言われました、（1）要望書に対する町長の見解を求めるということでございますので、まずそのことからお話させていただきます。

妹川議員の奥さんが民生児童委員として地域福祉に尽力されたことに関しましては、敬意を表する次第であります。しかしながら、お手元の要望書、奥さん名の要望書の下から 2、4、5 行目、「議場において、町長は公僕である当時現役の福祉課長と、ボランティアとして心身から尽くした民生児童委員である一町民の私を同列に扱う発言をされました。このことを見逃すことはできません。」。何が言いたいかと言いますと、これも何度か議場で話が出ておりますように、当時現役の福祉課長、このことに端を発しておるわけであります。それから冒頭、まあ奥さんの件だけではなく、御自分の要望書のことにも触れられましたので、そのことにもお話させていただきますが、この中に、「うわさを盾にうわさを議場内で発言するという暴挙、冒瀆に及んだものです。これは個人情報保護法に抵触する発言でもあると私は考えます。」ということでございますが、さきの議会におきまして、議事録を見ていただいたらいいと思うんですが、やり取りしましたので、妹川議員も御存知と思いますが、「私は文面を見ておりません。」と。「町民の方で私にそういうお話をされた方もおられます。」という前置きをしております。したがって、職務上知り得た情報とは言えないと考えております。

それをまず前段にお話を、この通告書に従いまして、お話させていただきますが。この現役の福祉課長との記載があるわけでございますが、奥さんの要望書の中にですね。当時、現役の福祉課長は社会福祉法人の理事となることになっていた事実というのはないというのは、何度もお話させていただいております。そのことでこの文面がここに載っておりますので、特段私の見解はございません。

そもそも、これそろそろ、もう妹川議員も何度もお話しされておりますので、そろそろ全てにおいて 22 年、24 年、25 年、26 年、これはいつか総括をしなくちゃいけないのではないかと思っておりますが、今回はこういう一般質問でございますので、妹川議員のこの一般質問に対しまして一つずつお答えさせていただきます。

今回のことは、平成 22 年当時、現役の福祉課長が事業者、ちょっと名前、言っているのかあれなんです、新設する特養の理事役員として名を連ねていたと断言した記事が、妹川議員の政

治活動であるニュースレターNO. 18に記載されました。これを町民に頒布されたことがこの発端であるわけであります。このニュースレターには「名を連ねていたことに至っては、まさに官製談合を行っていたことの証なのです。」と続けられています。問題なのは、官製談合という重い言葉をですね、何度もニュースレター、議場において発言されておるということであるわけでございます。行政を執行する上で公正、公平は根本の考え方であります。私は常日ごろからこのことに注力して行政を運営しています。このため、妹川議員の言われる官製談合なるものとは何なのか、全く意味不明なわけでございます。そもそも役場の現役の福祉課長が理事役員であったという根拠、あるいは証拠はどこにあるのでしょうか。私はその福祉課長が現職であった22年3月末日以前に、特定の事業者の理事に就任していたとか全く承知しておりませんし、あり得ないことだと思っております。

このため、妹川議員も触れられましたが、このニュースレターのその内容の訂正を求めたものであるわけでございます。これについては、前回の一般質問時に理事会名簿なるものを示して、理事として着任することになっていたと妹川議員は発言されました。このことについて、平成27年第2回定例会で妹川議員の発言があつております。おおむね原文のまま、ちょっとこのことを読ませていただきます。抜粋内容はこうであります。

「こういうものがあるんですね。これは社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会が出したものです。理事会の理事評議員の中に当時の芦屋福祉課長、この方が理事評議員になっているんですよ。これは出席者欄にも丸印を書いてですね、これは6月の4日にあつたんでしょう。スケジュールとしては6月11日に役場に提出し、6月30日に福岡県庁に提出します。こういうものがあるわけですよ。」と妹川議員は発言されております。

妹川議員が言われる当の福祉課長は、十分このこともおわかりのはずなんですが、平成22年3月31日に役場を退職されておられるわけでございます。その後の平成22年6月4日に理事などへの就任となると、現役の福祉課長ではないんですよ。それをニュースレターで何度も現役、現役と断言される。訂正もされない。これから推察すると、現役でないことを承知されていた上で現役と断言されたこととなります。このことについて、どのような理由でニュースレターに記載し、町民に頒布されたのか、ここではっきりしていただきたいと思うのであります。

また、議員も公正、公平の考え方には承知されておられると考えます。しかしながら、妹川議員は特養に関することにおきまして、徹頭徹尾、特定の事業者の側にあつたのではないかとも思える発言も多々あり、多々、妹川議員のニュースレターにもあります。これも一般質問の抜粋でございますが、過去の。「顔の見える事業者に主体しているからこそ」とか、「高台にあり、津波対策にもなるし」とか、「そういうのが選定委員会の皆さんや町長にどれだけ受け入れられていたのかなと残念でなりません。」。ここで言うておきますが、私は一切選定委員会にかかわっ

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

てはおりません。当時、集められた署名簿の内容に追随して、特定の事業者を支援するかのよう
な発言であります。また、前回の一般質問でもお話しましたが、特定の事業者が要望した（発言
する者あり）町有地の借用に介して、この事業者の方と同行して来られたようです。（発言する
者あり）

そこで、芦屋町では、特別養護老人ホームの事業者選定に際しては、第三者にその優劣を客観
的に御判断していただくために、役場関係者を排除して選定委員会を設置していました。その委
員の一人に民生委員からの御推薦をいただき、選任することとしました。そのような特養設置事
業者選定の過程の中で、これは妹川議員がみずから認められましたが、民生委員の一員であった
議員の奥さんが、特定の事業者の役員になられていたという、そういうことについてもどうなの
かなという趣旨を含めて発言させていただいたものであります。関連を含めて私の答弁は終わり
ます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私の質問は、妹川恵美子の上記の趣旨に伴い、本議会最終日に説明責任を果たし、謝罪してく
ださるよう要望しますということですから、謝罪する気があるかないかということなんですよ。

そうして、今のいろいろな発言されましたけど、そういうことであれば文章に書いて出せばい
いじゃありませんか。それすらしない。それで、家内はひどい、むごい仕打ちを受けなければな
らないのかということなんですよ。今の町長は評議員の違いとそれから理事の違いのことを全く
理解されていない。そして、この平成 22 年度の嵐さんの問題は、平成 22 年度のことですよ。
今、妻は民生児童委員とそれから、評議員になっているということは平成 24 年と 25 年度のこ
とではありませんか。なぜそんなことすり変えるんですか。そして、過去のことをね、次々と述
べられましたけど。

次に質問しますが、役員名簿は町長が文書は見えていないと説明されましたが、役員名簿は必ず、
協議書を各事業者は出すことになりましたが、役員名簿は守秘義務の対象であります。選定委員
会において配付していないと聞くけれども、実際のところ配付したのかどうなんですか、福祉課
長。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

選定委員会については、事業者から出た書類、そういった一覧のものは全て提供しております。

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

役員名簿を提供しているということですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

役員名簿を含めて全部の資料を提供しております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

役員名簿の中にですね、それを見たものは選考委員会のメンバー、そして、あなたを含め、町長、副町長が見ているわけですね。これは守秘義務がありますよ。守秘義務があるのに、町長がそういううわさを聞くわけはありません。結局誰かが守秘義務を違反してやっているということ。仮にそれがうわさとして聞いたとしても、それをうわさとしてね、うわさを広めること自体があなたのね、守秘義務の違反ということですよ。最高責任者でしょ。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

ここで、どうだこうだあれなんです。（発言する者あり）妹川議員も例えば福祉課長がですね、その言葉をお返しするのであれば、役員の理事になっていましたよ。というこれ守秘義務ですよ。守秘義務ですよ。それをみずからいろいろなことを言われる。現役の課長、現役の課長と。これ守秘義務ですよ。

私が聞いたというのは、お一人、二人じゃないわけでありまして。評議員になられた方がやめられた方、そして何でわかったんですかということ。何か1枚の紙にずらっと何か署名するらしいですね。一人ずつ自書で。一番最後くらいの方が、私に「議員の奥さんは、この評議員になっていいんですか。」ということをお私に問われたんです。「別にだめだということはないんじゃないですか。」というお話はさせていただいております。そのことは、奥さんがなられるということは、別にほかの社会福祉法人でもこのように評議員になられていますよね、民生員の方が。

私が言いたいのは、終始一貫、妹川議員が一事業者の22年度、24年度、25年度、26年度、そのことについて、終始一貫この事業者に対して擁護したり、いろいろ動いたり、いろいろ

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

されておる。そういう中での評議員はいかがなものですかと。だめだと、いかがなものですかというお話をさせていただいたわけでありませう。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

平成 22 年度は、私は知りませんでしたよ。公募はしたのかと。公募はしましたと。データはありません。まあそのことは置いて、平成 24 年度については、そして 25 年度についても。22 年度については、ただ住民説明会議事録がないのにもかかわらず、同意書のみ。留意事項については、住民説明会の議事録が必要である。24 年度については 90% の近くの方々が、田屋地区の方々が反対したにもかかわらず、最上さんはそういう協議書と、そして同意書もない、住民説明会議事録もない。そして一部署名を集めて芦屋町に提出した。そしてそれを受け付けた。一時預かりした。そういう一連の流れを見たらですね、非常に不適切な処理であり、不適切な、非常に大変な、不正な事実をしているじゃありませんか。

25 年度については分筆する。分筆した上に、その分筆された方が同意書を提出する。そういうやり方をしながら進めていくから、そういう問題点を追及していけば、どうしても整然とやっておられる若松歯科、慶愛優に同調するんじゃないやありませんよ。問題のあるのを指摘するのが、町議会議員の役目じゃありませんか。あなたが言われるように、ただ若松歯科に同調する、肩入れしている、そういうことではありませんよ。そこだけははっきりしてほしい。（発言する者あり）いや、いいです。

それで、まずね、そういううわさをですよ、町長が言うように、この神聖なるこの議会でうわさ発言をね、すること自体、もう言語道断です。そして議会軽視です。そういうふうになんか言わざるを得ません。私たちは議会人です。議会人であるから、議会活動の中の一貫として、さまざまな町民の要望、意見、そしてうわさ、疑惑、そういうものを聞くことがあります。そしてそれを元にして議会で提案し、そしてその疑惑や、そして疑問についてですね、町長の施政を問う。これは我々議員の役目です。ところが、町長は、同じく町民の代表。議員も町民の代表です。町長は住民の代表である方が、いわゆる議員から攻めを受ける。そういう立場の人がどうして、議員に対して反問権を使って、そしてそれを問いただそうとするんですか。それはおかしいでしょ。町長もわかっているじゃありませんか。前の議会で私に対して反問権を使おうとされましたが、それについては、言うてはならんことなんですけども。今もあなた反問権を使われました。だからこそ、こんなに議会がどんどんどんどん長くなってしまいうわけですよ。私は妻の謝罪についてどうですかと聞いているんですから、謝罪する気持ちはありませんと。なぜかということを書き出

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

さなくちゃならなかったんでしょ、その理由を。ぜひ、その理由を書いて出してくださいよ。

（発言する者あり）もういいですよ。そこはいいです。もういいです。次行きます。出してください。（発言する者あり）

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

私がるる、いろいろお話したように、ここには間違いがあるわけですよ。（発言する者あり）現役当時の福祉課長というふうに書いてあるから、これは違うでしょということで、だからこういうことは、書いてあることに対して、何も見解はございませんというお話をさせていただいておるわけでございます。

その例のうわさ発言は、あなたもたくさんされているでしょ。水巻で 22 年当時にあれがあった、これがあったと言って、議会で特別委員会があって、議員の皆さん、わざわざ水巻まで行って、そういう事実はないだとか、住民の署名はない。それから、何やったかね、いろいろ 3 項目にわたってありましたよね。こういう話を聞きましたと言って、わざわざ議員の皆さんが特別委員会をつくってですね。そして、そのときに全てが間違いであったと。そして議会のほうから、議長のほうから、議場において謝罪をなささいというふうに言われました。そして、あなた謝罪されていないでしょ。そんなことだから、繰り返して、繰り返し、ちょっとのことでね、いろいろ、いろいろ今、言われたように、話が行ったり来たりしますので、本論に入ってください。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

今の発言では、間違いがありました。全て間違っはけませんよ。だから私は謝罪しませんでした。

もともとね、先ほど言ったように、議会議員はそういう疑惑やうわさについて、議会で質問をして、それに対して問題がなければ、問題はないんだ。否定すればいいわけですよ。それを過去のことまで出してね、過去の議会上のものを出してやること自体が非常に姑息なやり方だと言っているわけですよ。

はい、それで、私はこの柴田課長が出しました議事録ですね、2 枚目を御覧になってください。2 枚目の議事録で、これは財政課長であった柴田財政課長と新開氏が対応された議事録です。平成 24 年 3 月 27 日午後 3 時 45 分から 5 分間ですね。慶愛優若松夫人、妹川議員が来訪された、柴田課長が対応した。「妹川：議員の仕事と思い、釜風呂跡地の件で若松氏に話を聞き、同行した。公開質問状 7 の質問」という感じです。ゆっくり御覧になってください。

これについては、まず、いろいろ疑問に思うのが、これがなぜ議事録なのかなど。もう、ここは問いません。これは備忘メモとかね、メモとか言うならわかります。そして、若松夫人の了解のもとで、これを配付、私にくれたのかなど。本来ならば黒塗りするかどうかね。もう名前書いてありましたから、私は、これについては若松歯科の了解を得て、これ、お見せしました。こういうことですよ。お見せすることが肩入れしていると町長は思われるかもわかりませんが。そうしますと、大体内容はほぼよく書かれていますね。ということでした。

それでただわからないのは、町長、議事録には記載されていませんが、随分、随分若松の奥さんと同行されたとか、一緒に寄り添ってとかこの文書に書いてありますか。それこそ、町長、予断と偏見で妹川は、若松歯科に寄り添って、そして、肩入れしている。口利きしているというふうにする。そういうことですよ。何も書いていないじゃないですか。わざわざ脚色してね、記載されていないものを脚色して、創作した答弁を行って、随分とか、一緒に寄り添ってとか、そういうことを、町長がこの場ではなくて、ほかの人たちにも言ったと思うんですよ。だから、この同僚の議員の中にですね、「妹川議員は以前から若松歯科に肩入れされていたんですね。」というような発言をした人がおられましたよ。町長みずからが、そういう原因をつくっているんじゃないですか。もういいですこれは。次ぎいきます。

それで、私はこの財政課長の柴田さんに行く前に、福祉課長の松田さんに会いました。そして、会って、その後にその柴田さんに会ったんですけど。なぜ松田さんに会いに行ったかという、福祉課のですね。平成 24 年 3 月 24 日、田屋区臨時総会が開かれたんですね。そうしたら、最上が建設することを 9 対 1 で反対した、否決された。田屋地区では同意することに反対したんです。にもかかわらず、最上は一方的に集めた署名簿や協議書を町に提出。最上は区長の同意も住民説明会議事録もないにもかかわらず、田屋区民の一部の署名簿をつくって町に提出する。田屋区民より知らされてですね、私はびっくりしましたよ。また一時預かりしたようであると聞き、そのことについて、確認するために福祉課窓口に行ったんです。そうしたら、若松歯科の奥様も来ておられました。

こんなことを議員が知れば、役場の窓口に行って、これは事実なのかどうなのかというのは、当然我々議員の務めじゃありませんか。そういう意味でね、議員たる者は不当な扱いをされた人の声、不適切な事務の処理等があれば、窓口に行って確認することが、議員としての当たり前の務めなんです。よってその後に、柴田課長のところに行きました。それで、次にもう行かざるを得ません。時間がありませんので。

それで、3 番目に平成 24 年 3 月 27 日の財政課の議事録のような、私の役場内での言論に対する各課による議事録及びメモは他にあるのか。柴田課長さんがですね、しっかりと事実に基づいて書いてありましたから、私も思い出しながら、全くそのとおりだなあと思っております。そ

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

れで、そのようなメモはあるのかというように資料請求しましたら、学校教育課、生涯学習課、都市整備課、企画課、福祉課、全然ありませんということでした。私はそんなはずはないな。町長はいつも随時、必要があるときはちゃんと一つ一つ提出しなさいと。報告しなさいというふうに言われていましたね。

福祉課長にお聞きします。平成 24 年 12 月 20 日に地主さんとともに、私たちは県庁に行きました。そして、高齢者福祉支援課の参事と交渉しましたが、その前の 12 月 14 日午後に吉永課長と二人の地主に私は立ち会いました。地主は隣接地権者の定義と文筆について、説明を求めたが、それは覚えてありますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

お見えになったことは覚えております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

そして、吉永課長は、このね、地主さんたちが、自分たちが隣接地主ではないが、何で分筆してそうやって、県のほうに出したのかと言っているにもかかわらず、その吉永さんは、課長は、「誰からそのことを聞いたんですか。反対してくれと言われたのですか。誰がそんなことを言ったのですか。」ということメモしながら尋問する。吉永課長は検事が尋問するかのような態度をされました。だから私は、もうやめなさいよ、そんなことは、そんな言い方は。この人たちは、自分たちが本当の地主じゃないんですかときいているじゃありませんか。そのことについては、町長にはメモはないんですか。そして、報告はしていないんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

議事録やメモとして残っているものはございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

もう 1 点。私はこの手帳、今の内容は、手帳にずっと書いているんですよ。私は学校の教員でしたから、生徒がいろいろ問題を起こしたり、何かするときは、ずっと今まで何十年間も書いて

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

きました。議員になればなるほどですね、書いております。

平成 24 年 1 月 22 日、2 年、3 年前ですかね。選考委員会でのプレゼンテーションがありました。連休を挟んだ 1 月 26 日、もう議会が始まるころですね。私は吉永課長が特養選出に関して大変な作業をなされたと思いましたが、慰労とねぎらいの言葉を役場ホールの椅子に座って、話をしました。覚えてあります。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

覚えておりません。申しわけございません。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

ここに至って覚えていないと言われるんですか。そのときにね、吉永課長は、「特養の選定に対して、妨害行為をする人がいました。犯罪行為があったんです。犯人のしっぽをつかんだので、警察に資料を提出する準備で忙しいんですよ。」そして、こうやって私に手を差し伸べ、そして手錠をかけられた状態を示されましたね。よもや忘れていないでしょう。そして、両腕を差し出し、手錠をかけられた様子を、最後に捨て台詞でしょうかね、「妹川議員、深入りしない方がいいですよ。しかし、妹川議員は、議員だから手錠をかけられることはないでしょう。」と。やぐざか、取り調べ刑事のような言葉を使われました。覚えていますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

申しわけございません。その点についても覚えておりません。会ったことを含めてです。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

本当ね、町長からは随時、小さいことでも報告しなさいということですから、覚えていないということであれば、それは、それでもうしょうがないですね。私はテープレコーダーやら取っておりませんので。

私は、そのときに思ったのは、町民の健康と命を守るべき福祉課長が言うべきことかと。いわゆるあなたは町民の視線が非常に高すぎる。そういう町民の声もあるんですよ。ずっとそういう人を脅すようなことはしないでください。私は、あなたが覚えていない、知らないじゃない。あ

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

あなたはこうやって都合の悪いときはうそを言われる。3月議会でもうそを言われました。「住民説明会はあっていません。」という4枚の陳述書を出されたにもかかわらず、私が読み上げたにもかかわらず、その陳述書は住民説明会がなかったという、そういうものではありません。あなた裁判官か。本人が、田屋区民の人があっていませんと言っているのに、あなたがそれを否定している。そういううそを平気で言われる人です。

じゃあ、町長は最後にですね、妻に対して謝罪する気持ちはないのだろうと思います。謝罪するお気持ちはありませんね。（発言する者あり）まあそうであれば、私が思うには、芦屋町長は冷酷非道な人として、そしりを受けても仕方がないかなど。返事も出さない。そして謝罪もされない。そういうことの実経緯についても出されない。（発言する者あり）いいですよ、もういいです。もういいです。2番に行きます。時間ありませんので。（発言する者あり）

○議長 小田 武人君

町長、発言の許可を取ってください。（発言する者あり）発言中ですから。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

次に豊かな歴史・文化資源の掘り起こしについて、19分しかありませんが、そのことについて進めていきたいと思えます。

芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略が3月に示されました。そして地方創生を加速化させるためにも、この総合戦略の実現に向け、芦屋町が一丸となり推進していく必要性が示されています。数ある創生総合戦略の中の「地域資源を活かした観光の魅力づくり」について聞きたいと思えます。

（イ）豊かな歴史・文化資源とは具体的に何を指すのか。お願いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

総合戦略の政策目標1「芦屋の魅力を活かし、新しいひとの流れをつくる」という中の戦略3に「地域資源を活かした観光の魅力づくり」というものがあります。この戦略では6つの施策を挙げていますが、その1つが「歴史・文化資源魅力向上プロジェクト」です。この施策では、歴史文化資源の情報発信やネットワーク化、まち歩きやニューツーリズム観光と連携した受け入れ環境の整備などを挙げていますが、御質問の豊かな歴史・文化とは具体的に何を指すのかということにつきましてお答えします。

芦屋町には、長い歴史・文化の中で培われてきたものの結果として、芦屋釜を初め、国選択の八朔の行事、県指定のひらた船や山鹿貝塚、夏井ヶ浜のはまゆう自生地のほか、町指定のものを含めて約20件の有形・無形の民俗文化財、史跡、天然記念物があります。このほかにも歴史・

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

文化を感じることができる神社・仏閣、石碑など、地域の中には数多くの魅力もあります。このように広い意味で、地域の歴史や文化を感じることができるようなものも歴史・文化として捉えることができると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

では、（ロ）その豊かな歴史・文化資源の魅力をどう向上させていくのかということですが。今、この今のような趣旨についてはですね、芦屋町の教育委員会が発行しています。それから、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして芦屋町観光基本構想の冊子ですね。「地域資源を活かした観光の魅力づくり」などについて掲載されています。芦屋町の基本構想の中には、町の観光まちづくりビジョンの評価・検証についての項目で、5 ページ、6 ページにですね、詳しく書かれております。私が好きな「歴史と文化の香り漂うまちづくり」そういうテーマにしてですね、歴史や文化を観光に生かすために、歴史資源や達人の掘り起こし、学ぶ機会の創出、学校教育の中でですね、そして、歴史ツアーコースづくり、歴史の街並みづくりなどのプロジェクト策定について、大変興味深いものがありました。

そして、その構想推進の問題点として、何点か挙げられていますが、よく分析され、わかりやすく説明されています。しかし、その問題点や課題がどのように今日までに解決していこうとするのかがなかなか見受けられません。そういう意味で、その豊かな（ロ）になりますが、その豊かな歴史、文化資源の魅力をどう向上させていくのかということなんですね。それで今、柴田課長が言われましたが、そのいろいろの中で、「地域資源を活かした観光の魅力づくり」という中で、芦屋海浜公園の整備、夏井ヶ浜はまゆう公園の整備、城山公園の整備、そして、魚見公園の整備、洞山とですね、国民宿舎、レジャープール、それに芦屋釜とかですね、そういうものを指しているのかなと思うんですけど。今言われたように、史跡ですね、史跡のことを言われましたから、私も安心しました。

それで、課題としてですね、行政と関係団体との連携が不足である。歴史の PR 内容が大衆向けではない。住民や関係者の参加意識が非常に低い。財源が必要であり、実施に至っていない。というようなことが書かれてあるわけですね。だからこそ、これについて、どう真剣にですね、やっていただけたらなど。だから、そういう意味で、この構想推進の問題点解決のためにどのような取り組みを行ってきたのかなと。これはまた後ほど。

それで、3 ページを御覧になってください。

私は、芦屋に住んで 40 年近くになりますが、あくまでもやっぱりよそ者です。よそ者である

から、芦屋町のよさがよく見えます。その中であって、芦屋町の自然を守る会や洞山保存と郷土史を語る会活動を通して、歴史・文化の豊富な芦屋町であることを知り、豊かな歴史・文化資源の掘り起こしを行い、後世のためにも継承していく必要があると常々考えております。芦屋の方々はですね、素通りして行かれるかもわかりませんが、非常に歴史深い遺跡なんですね。

この写真は私の体験として、島郷四国ぶらり旅の写真の説明ということで、これ 10カ所近くあります。大君庵、花山院、横山延命地蔵、城山いろいろこうありますが、皆さん方、山鹿の人ですね、町長を初め、副町長、それから山鹿の人たちは、よく御存知だと思うし、かかわった人もおられるかもわかりません。おじいちゃんやお父さんたちがですね。

右の上もこれは、でっかい写真は、これは普賢菩薩像です。これは文殊菩薩とかありましてね。これは法輪寺の境内の通り抜けた草深い場所にあります。これは芦屋町が維持管理をしなければならぬところです。草ボウボウですけど、時々草を取っておられるかもわかりませんが、草ボウボウですね。ほかのところはどういうふうな形で、管理されているかということであるわけですが。

それで、私がお地蔵さんに興味を持ったのはですね、山鹿地区の橋下地蔵さんを守っておられる方、もう御老体でしたけど。その方から島郷四国巡礼の旅のことを知って、巡礼の旅に数回、参加したことから始まります。

山鹿地区に、島郷四国霊場の歴史は 400 年以上に及ぶそうです。先祖の菩提を弔うために郷土たちが四国の八十八カ所の霊場を巡拝し、集めた聖土を島郷に八十八カ所の位置を定め、番札と御詠歌を掲げて開基したと。そのことにより、広く一般の信仰を集め、最盛期の明治の頃には春秋二季の大詣りの際は、千数百人が北九州近郊はもとより、他県からも巡拝者が訪れていた。

「千人参り・お遍路の旅」と言われている。現在は残念ながら数十名の方々が巡拝を続けておられるそうです。当時の山鹿地区の村人は総出で、多数のお遍路さんの接待を行っていた。お寺で泊まらせたり、自分の家に泊まってもらったりしてですね、やっておられたようです。そのことを記憶されている 80 代、90 代のおじいちゃん、おばあちゃんもおられます。

しかし、島郷四国霊場を守り育てられる山鹿地区の方々も高齢化しており、後継者が少なくなり、いずれは消滅し、お堂は荒廃するのは時間の問題ではないかとお世話する方々が嘆いておられます。それでも柏原の堂山地蔵、延命地蔵菩薩を守っておられる御婦人の言葉には、「地蔵堂を守るというより、お地蔵さんから私たち村人は守られているのです。」と。今、私たちが失おうとしている村人の助け合いと絆づくりが受け継がれているように思います。島郷四国霊場の巡拝は、庶民が暮らしの中から先祖を弔い、村意識という連帯感の中から引き継がれたものと思われれます。現代社会は、人間関係が希薄化していると言われております。芦屋町もしかりだと思っております。

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

今、芦屋町の区の加入率は年々減少の一途をたどっています。しかし、生活の基盤である歴史・文化の継承、つまり、ここでは、お地蔵さんをしっかりお世話することから、村人の絆が結ばれていたのではないかなと考えられます。

水あるところ文化ありの例えのごとく、芦屋町は、歴史や文化遺産が豊富です。しかし、その多くの遺産は、忘れ去られようとしています。文化的な香りのする、誇りの持てるまちづくりを目指すために、「町が人を育て、人が町をつくる」という理念のもとに、創生事業を行うべきであると考えます。

そういう意味で、島郷四国霊場の保存は、芦屋町創生事業にふさわしいものだと考えますが、いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、島郷四国霊場の保存ということですが、まず、豊富な歴史・文化資源の何を取り上げて、どういった手法で先ほどのような観光という視点でですね、歴史・文化を広げていくかというところにつきましては、今後検討するところだと思っております。この島郷四国霊場めぐりにつきましては、今後どういった形で情報発信していくかということや、まち歩き、それからニューツーリズム観光、ニューツーリズム観光になりましたら、こちらが直接ではなく、地域づくり課との連携ということになっていくと思いますが、今後の施策の推進の参考とさせていただきたいと思っております。

それから、保存という観点につきましては、それぞれのお地蔵さん、地蔵堂ですね、そういったものが個人や法人等が、所有、管理をしているというところがどうしてもございますので、資源活用の可否その他、その情報発信、そういったところにつきましては、個人、法人の意向があるために、十分配慮しながら進めていかなければならないと考えております。

いずれにしても、保存とかいろいろな方に知っていただきたいという議員さんのお気持ち、すぐ伝わってまいりました。まずは情報発信というところではないかと。現時的なところも含めてですね、そこをしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

情報発信をする前にですね、町は霊場を守っている方々から、その安置されているお地蔵さんの歴史的背景や言い伝え、史跡や伝説などの聞き取り調査。私も 3 人ほどから聞いております。

橋下についても。それから田屋のお地蔵さんのことも言い伝えを聞いております。そういうのを聞き取り調査して、資料として集めて、そして町民の皆さんや、町外の皆さんに発信しながら、今言われましたニューツーリズム観光の位置づけ。だから観光資源としてですね、進めていけば、今、四国地方の四国巡礼、何万人もたくさんの方々が四国めぐりをされておられますが、芦屋町だってその郷土、今から 400 前の郷土の方々は今もう、四国まで行けるはずがないから、それで芦屋町で四国めぐりをしようという願いがあって、この 100 体やたくさんのお地蔵さんを並べてあるところがあるんですね。ここの写真の中のどこですかね、善福寺。善福寺のところにはですね、百十体近くのお地蔵さんがずっと並べてありますし、それからもう一つの芦屋側ですね、芦屋側のところはここの八十八番札所と地蔵群、ここは 70 体ぐらいのお地蔵さんがいます。ここをお参りすることによって、四国まで行かなくても、ここで、そういう心の安らぎ。人と人とのつながり、絆づくり、そういうものが今、どんどんどんどん少なくなっていることが、今の芦屋の区民がどんどんその加入率が減少している 1 つ原因にもあるかもしれません。

そういう意味では田屋区はですね、田屋区の皆さんは田屋として、この皆さん方、御婦人方がみんな 30 人近く集まられます。柏原地区は 4 と 14 と 24 の日に集まられる。ほかのところは 1 人ないしは 3 人、4 人です。「もう私の代で終わりです。」と言う方もおられます。そういう意味でですね、今こそですね、町のほうがそういう聞き取り調査をやって、そして財源的なものも担って、そして PR することによってですね、自分たちがやっていることが本当に正しいんだと。そして、次の後継者にも引き継ぎたいというお気持ちはものすごくあるんですね。

そして、そういうようなですね、そういう発信することによって、芦屋町民はその歴史、文化が生きづいていくことを学び、その遺産を掘り起こそうとする意欲、新たに継承する作業が芽生え、発展へと結びつく。そのことが町としての魅力となり、人と人とのつながりが生まれてくるものと確信しております。山鹿地区だけではなくて、芦屋地区にも数多くの地蔵堂がありますので、地元の方とともに掘り起こしをしていきたいと思えます。

これは何せ、お地蔵さんだけではありませんね。やはり大君神社や山鹿水軍の総大将を祭ってあります、山鹿兵藤次秀遠の碑があります城山の環境整備、山鹿貝塚の環境整備、神社仏閣の歴史的背景と建立の情報発信と神社仏閣めぐり。今、よその町ではですね、ここには何々寺がある。何々寺です。ここにこれぐらいの標識がありましてね、電柱に掲げてありますよね。そういうのをすることによって、やはり皆さん方がここには大願寺がある、ここは安樂寺があるのか、ここは金台寺があるのかと。ここには山鹿の須賀神社があるとか、そういうことをですね、お知らせすることがいいのではないかと。

ぜひですね、歴史文化の香りが漂うような観光事業を進めるために、掘り起こしを行っていただき、地元住民、そういう観光協会、それから地域づくり課、住民、町民、そしてそれに関心の

平成 28 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ある歴史郷土史会の皆さん、そういう方たちを交えてですね、そういう仕掛け人もやっぱり必要かなと思っています。ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。